

## 前回会議までの高齢者のごみ出し問題の要点及び近隣市町の取組状況について

## 1 前回会議までの高齢者のごみ出し問題の要点

## (1) 高齢者のごみ出しに関する課題

- ・高齢になり体力や認知機能の低下が起こると、生活行為全般に支障をきたすようになる。ごみ出しもその内のひとつであり、自力でごみの分別や廃棄が出来なくなることが多い。また、複合的な課題を有している世帯については、適切にごみの廃棄が出来ず、ごみが堆積し、いわゆる「ごみ屋敷」となる事例もある。
- ・ごみ出しの対策については、介護保険によるフォーマル支援と、地域の支え合い活動やボランティアによるインフォーマル支援があるが、インフォーマル支援については、地域ごとに取り組内容が異なることや、全ての地域で実施されていない現状があり、担い手不足も課題のひとつとなっている。
- ・ヘルパーのごみ出しについては、集積時間が基本的にヘルパーの始業前であり対応が難しく、朝の時間は支援が集中する時間帯であるため、ヘルパーの派遣が難しい。また、ヘルパーは各利用者への訪問を続けて行うことが多く、原則ごみの持ち帰りが禁止であるため、ここにも問題がある。

## (2) 前回会議で出た主な意見

- ・地域の支え合い活動によるごみ出し支援を実施している地域があると思うが、実態が分からず利用しづらい。また、実施していない地域との差も感じる。
- ・8時までごみ出しをしなければならないので、ヘルパーでは支援がしづらい。四日市市では地区市民センターに時間を問わずごみを捨てることのできる回収ボックスを設置してもらっているので、鈴鹿市でも何か取組があると良い。
- ・ごみ出しができない原因が、身体的に問題があるのか、認知症等による認知機能の低下によるものなのかを把握して、ごみが出しにくい環境に対してどうサポートするかという視点が大事だと思う。
- ・ごみをまとめることができるけれど、集積所が遠く運べない人もいるので、地域の支え合いの中で、家の外にごみ袋を置いて回収できるような仕組みがあるといいと思う。
- ・朝に出さなければいけないルールをもう少し柔軟にすることができないか。
- ・前日に集積所を利用できれば便利だが、市内でも山間部は動物によってごみを荒らされる危険性もある。
- ・近隣住民で助け合えるような地域にできればと思う。

2 近隣市町の取組状況

市町村	ごみ出しに関する取組
津市	<p><b>◎戸別収集によるごみ出し困難者の支援</b></p> <p>内 容：ごみ出し困難者の自宅敷地内に置かれたごみの収集を行う。</p> <p>対 象：<b>要件1</b>市内居住のホームヘルパー利用者であり、かつ要介護認定の要介護3から5までの認定を受けている、肢体不自由2級以上、視覚障害2級以上のいずれかに該当する人であること</p> <p><b>要件2</b>単身者又は要件1対象者のみで構成される世帯であること</p> <p>ご み：燃やせるごみ その他</p> <p>※自宅の敷地内に、市が配布したステッカーを貼った専用の蓋付き容器2個（燃やせるごみ用、燃やせるごみ以外用）を設置し、収集日まで袋に入れてごみを出す。</p> <p>備 考：燃やせるごみは週1回、燃やせるごみ以外は月1回市職員が収集</p> <p><b>◎大型家具などのごみ出し支援</b></p> <p>内 容：大型家具などのごみをごみ一時集積所へ排出、または市ごみ処理施設へ直接搬入することが困難な世帯に対して、市職員が各住居まで無料で収集する。</p> <p>対 象：「要支援認定者」、「要介護認定者」、「障がい者」、「75歳以上の者」のみで構成される世帯</p>

<p>四日市市</p>	<p><b>◎福祉サービスと連携したごみの収集</b></p> <p>内 容：地区市民センターにごみの回収箱を設置し、ホームヘルパー等によるごみ出し支援を行う。</p> <p>対 象：高齢者等（以下のいずれかに該当）</p> <p>①要介護・要支援の認定を受けている ②事業対象者</p> <p>③居宅介護・重度訪問介護等の支給決定を受けている訪問介護事業者等（以下のいずれかに該当）</p> <p>&lt;介護サービス等&gt;</p> <p>①訪問介護 ②定期巡回・臨時対応型訪問介護看護</p> <p>③介護予防訪問介護相当サービス ④基準緩和訪問型サービス</p> <p>⑤住民主体訪問型サービス</p> <p>&lt;障害福祉サービス&gt;</p> <p>⑥居宅介護 ⑦重度訪問介護 ⑧重度障害者等包括支援</p> <p>ご み：生ごみを中心とした可燃ごみ</p> <p>備 考：地区市民センター等の開庁日 8 時 30 分～17 時 15 分に利用可</p>
<p>亀山市</p>	<p><b>◎高齢者等世帯粗大ごみ軒先収集</b></p> <p>内 容：地域の集積所、総合環境センターに粗大ごみを運搬できない人の在宅生活を支援することを目的として、無料で訪問収集を行う。</p> <p>対 象：市内在住の高齢者（65 歳以上）、または障がい者手帳所持者のみの世帯</p> <p>※ただし、市内に直系 2 親等以内の親族がいる世帯および入院中・施設入居者を除く</p> <p>ご み：粗大ごみで、1 日の収集量は 350 キログラム以内かつ 10 品以内で、一人で地域のごみ集積所、総合環境センターまでの運搬が困難な粗大ごみ</p> <p>備 考：可燃ごみ等の収集はしていないが、収集業者（有料）は紹介している。</p>

<p>伊勢市</p>	<p><b>◎伊勢市ふれあい収集事業</b></p> <p>内 容：ごみ出しが困難な世帯の自宅敷地内に置かれたごみの収集を行う。</p> <p>対 象：一人暮らし、もしくは同居者がいる場合は、世帯全員が以下のいずれかに該当すること。</p> <p>①介護保険法に基づく要介護2以上</p> <p>②身体障害者福祉法に基づく1級又は2級</p> <p>③三重県療育手帳制度実施要綱に基づく障害の程度A</p> <p>④精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく障害の程度1級</p> <p>⑤市長が特に必要と認める者</p> <p>※ただし①～④に該当しても、親族や地域の方、介護事業社（ヘルパー等）、ボランティア等により、ごみ出しの協力が得られる場合は対象外</p> <p>ご み：可燃ごみ、資源ごみ、粗大ごみ（有料）</p> <p>備 考：毎週水曜日に収集</p>
<p>桑名市</p>	<p><b>◎桑名市ごみ戸別収集</b></p> <p>内 容：ごみ出しが困難な世帯のごみを戸別収集する。</p> <p>対 象：世帯の全員が以下のいずれかに該当すること。</p> <p>①要介護認定2以上</p> <p>②身体障がい程度1～2級</p> <p>※近隣でごみ出しの手助けがない者</p> <p>ご み：家庭ごみ全般</p> <p>備 考：対象者に合わせて収集</p>

尾鷲市	<p><u>◎ふれあい収集サービス</u></p> <p>内 容：自分でごみを出すことが困難な家庭のごみを、居宅まで収集を行う。</p> <p>対 象：以下のいずれかの世帯に該当すること。</p> <p>①65歳以上で介護保険の要介護認定を受けている一人暮らしの世帯</p> <p>②身体障害者手帳を持つ一人暮らしの世帯（同居者が居る場合でも、同居者が高齢者や年少者等である世帯は対象となる）</p> <p>③その他、上記に準じる世帯</p> <p>ご み：可燃ごみ、資源ごみ等（週ごとに種類が決められている）</p> <p>備 考：週に1回、市内は毎週月曜日（月曜日が祝日の場合は木曜日）、尾鷲市周辺地区は毎週火曜日（火曜日が祝日の場合は金曜日）に収集</p>
御浜町	<p><u>◎ふれあい収集サービス</u></p> <p>内 容：歩行が困難なことなどにより、ごみや資源をステーションに出すことが困難な方のために、無料でごみ・資源を回収する。</p> <p>対 象：歩行困難などによりごみ出しを行なうことが難しい者、かつ以下のいずれかに該当すること。</p> <p>①高齢者の世帯</p> <p>65歳以上の一人暮らし世帯の方（介護保険の要介護1～5の認定を受けていない方）</p> <p>②障がいのある方の世帯</p> <p>身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳のいずれかを持っている一人暮らし世帯の方</p> <p>③その他、上記に準ずる世帯（難病を患っている方等）</p> <p>※同居の方等がいる場合でも、その方が同じく高齢者や年少の方等で、ごみ出しができない場合は、対象者として申込み可能。</p> <p>ご み：一般家庭ごみ ※粗大ごみは対象外</p> <p>備 考：収集は週に1回、毎週金曜日とし、役場職員が収集を行う。</p>